附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により行った送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

在ブラジル日本国大使（バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、パライーバ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州及びセアラ州の区域を管轄する場合に限る。）	在レシフェ日本国総領事

2　この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

ブラジル（在クリチバ、在サンパウロ及び在リオデジャネイロの各日本国総領事の管轄区域並びにバイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、パライーバ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州及びセアラ州の区域を除く。）	ブラジル（バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、パライーバ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州及びセアラ州の区域に限る。）

○法務省・厚生労働省令第九号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）の一部及び雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第百七十六号）の施行に伴い、並びに外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十七条第二項及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）第一条の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

厚生労働大臣　加藤　勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（労働条件等の明示） **第三十二条**　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の三第三項の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。 一　団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合 二　団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合 三　従事すべき業務の内容等を追加する場合	（労働条件等の明示） **第三十二条**　（新設）